

平成29年度 第1回福岡市障がい者等地域生活支援協議会

2017年6月9日（金）

**【事務局】** 定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第1回福岡市障がい者等地域生活支援協議会を開会いたします。

私は、本協議会の事務局を担当いたします福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数21名のところ、15名の方がご出席で過半数に達しておりますので、本協議会要綱第5条第2項の規定により、本協議会は成立いたしておりますことをご報告させていただきます。

また、本日の会議では個人情報等を特に扱いませんので、福岡市情報公開条例に基づき公開といたしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議資料の確認でございます。委員の皆様には事前に送付させていただきましたが、ここで資料を再度確認させていただきます。事前にお送りさせていただいておりますのは、会議次第、第4期福岡市障がい福祉計画の冊子、福岡市障がい児・者等実態調査報告書（概要版）の冊子です。それから、資料1-1、1-2、資料2-1、2-2、2-3、資料3、資料4が事前にお送りさせていただいた資料でございます。また、本日新たに配付する資料といたしまして、委員名簿、座席表、本協議会の要綱を机の上に置かせていただいております。もし不足の書類がございましたら、おっしゃっていただければと思いますが、不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、本日の会議次第についてご説明いたします。お手元の会議次第をご覧ください。

この後、3点議事を行います。議事の一つ目は、第5期福岡市障がい福祉計画の策定について。二つ目は、福岡市地域生活支援拠点等整備方針に関する提言について。三つ目は、部会運営要領の改訂についてでございます。その後、1点報告を行います。内容は、こども部会での検討状況についてでございます。最後にその他として、平成29年度協議会のスケジュールについてでございます。議事に40分程度、報告に40分程度、その他に5分程度を予定いたしております。

また、本年度最初の協議会になりますので、事務局の紹介をさせていただきます。

**【事務局】** 障がい者部長の平田でございます。昨年からお世話になっております。よ

ろしくお願いいたします。

【事務局】 障がい者在宅支援課相談支援係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 障がい者在宅支援課施策企画係長の大部と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 障がい者在宅支援課在宅サービス係長として4月に参りました立山と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 障がい者在宅支援課自立支援係長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 障がい者施設支援課施設支援係長の横山と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 障がい者施設支援課長の水町と申します。4月から参っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 障がい者施設支援課社会参加支援係長の宗と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 こども未来局こども発達支援課長の内藤と申します。私も4月から参りました。よろしくお願いいたします。

【事務局】 同じく、こども発達支援課障がい児支援係長の永長でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 保健予防課精神保健福祉係長の藤井と申します。よろしく申し上げます。

【事務局】 精神保健福祉センター社会復帰係長の鶴田と申します。4月に参りました。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本協議会の議長は、要綱第5条第1項の規定により、会長を務めていただいております野口会長に議事進行をお願いいたします。

【会長】 それでは早速、議事に入りたいと思います。

1番目の議事が、第5期福岡市障がい福祉計画の策定について。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは事務局より、第5期福岡市障がい福祉計画の策定についてご説明

いたします。座って説明させていただきます。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として3年ごとに策定することとなっております。国の定める基本方針に即し、地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援、並びに地域生活支援事業の各サービスが計画的に提供されるよう、障がい福祉サービス等に関する数値目標の決定、及び将来の福祉サービス需要量を見込むとともに、目標達成のための方策を定めるものでございます。

今年度は、第4期の計画期間の最後の年となっております。事前にお配りしておりましたこちらの緑色の表紙の資料が第4期福岡市障がい福祉計画で、これが今年までの計画でございます。この計画の平成30年度から32年度までの分である、第5期福岡市障がい福祉計画を今年度策定するわけでございます。

なお、第4期の計画の19ページ、20ページに記載しております、障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援の部分につきましては、今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、改めて障害児福祉計画と位置づけられましたが、障害者総合支援法上の障害福祉計画と一体として策定することができるとされております。そこで、福岡市では第5期福岡市障がい福祉計画の策定に当たりまして、この児童福祉法上の福岡市障がい児福祉計画と一体のものとして策定することとしております。

事前にお送りしておりましたこちらの青い表紙の資料、福岡市障がい児・者等実態調査報告書（概要版）でございますが、こちらは今年度、第5期の福岡市障がい福祉計画を策定するために、障がい児・者の実態を把握するとともに、障がい福祉施策を推進する上で利用者のニーズを把握することを目的に、昨年度行った実態調査の報告書でございます。今回は、コンパクトな概要版をお配りしておりますが、報告書の本編は596ページにわたる大きなものでございます。その調査結果や平成28年度の各種障がい福祉業務の実績値に基づきまして、平成32年度におけるサービス需要量の見込みや障がい福祉サービス等の数値目標、そして、その目標達成のための方策などをまとめた第5期福岡市障がい福祉計画の素案をこれから策定してまいります。

計画の策定に当たりましては、障がい者等地域生活支援協議会の委員の皆様をはじめ、福岡市保健福祉審議会の障がい者保健福祉専門分科会においてご意見を頂戴するとともに、パブリックコメントを行い、市民の皆様からのご意見等を踏まえて、最終的に策定をいたします。

これから障がい者在宅支援課のほうで素案をつくりまして、計画の素案ができました時

点で委員の皆様へ送付させていただきますので、ご意見等の提出についてどうぞよろしく  
お願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

【会長】 今の事務局からの説明や資料をご覧になって、何かご意見、質問等がおあり  
の方は、どうでしょうか。これからの流れということですかね。ありませんか。はい、ど  
うぞ。

【委員】 障がい者より良い暮らしネットの服部でございます。

去年のこの時期、第1回だと思いますが、重度重複の方の実態がこれではわからないの  
ではないかということで発言をさせていただきまして、それは次期32年の後の計画の中  
で拾っていこうということになったと保健福祉専門分科会の資料で確認はいたしました。

ただ、新たに調査項目を別に設けるまでもなく、今のアンケートの様式で、前はクロ  
ス分析とおっしゃいましたが、クロス分析がどういうことか理解ができていませんが、障  
害者手帳を持っていて、かつ知的療育手帳のAとかBとかもあるということだけでも、そ  
の両方を持っていらっしゃる方はいわゆる重度重複ということになりますので、そういう  
数の把握だけでもできるのではないかと思います。それが今回反映されていないのが残念  
だったと思っております。

【事務局】 ただいまのご意見は、昨年実施した実態調査に関するご意見ということ  
ですね。昨年の協議会の中でいろいろご意見を頂戴したところでございますけれども、この  
実態調査の性格が全件調査ではなくて、あくまで障害者手帳をお持ちの方などの中から抽  
出して行うという形で行ったので、その部分はなかなか全てを反映することはでき  
ていなかったかと思いますが、今後の課題として検討していきたいと思っております。

【委員】 ぜひよろしくお願いいたします。

【会長】 ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

今の重度重複の方のも、対象の人はずっと進んではきているんですけども、一応数的  
なレベルでは出ていますが、その人たちに視点を当てて質問をするということまででき  
ていないので、今後それを取り入れていくということでもよろしいですかね。

ほかに何かありませんでしょうか。

【副会長】 聞き漏らしたかもしれません。パブリックコメントも含めて、広くご意見  
を拾いながら仕上げられるということですけど、この協議会の年間のスケジュールにそれ  
を落とし込むと、ここには、何がいつごろ、どういう形で出てくることになる予定になり

ますか。

【事務局】 第2回の協議会の前に素案をお送りしまして、ご意見等を頂戴したいと思っております。具体的な時期としては、7月中旬以降を考えております。

【会長】 ほか、どうでしょうか。流れの全体の説明というところで、そんな細かいところではなかったので、次に行かせてもらってよろしいでしょうか。

二つ目に行きます。福岡市の地域生活支援拠点等の整備方針に関する提言について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

福岡市における地域生活支援拠点等の整備については、専門部会を設置して検討しております。その結果を前回の協議会で提言書（案）としてまとめて、協議会においてその内容について審議をしていただきました。

今回は、前回の協議会において委員の皆様からいただいた意見をもとに提言書の案を修正しておりますので、その内容について審議をしていただいて、協議会の提言としてまとめていただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料1-2の「福岡市地域生活支援拠点等整備方針に関する提言（案）に対する協議会委員の意見について」と記載したA4縦の資料をご覧くださいと思います。こちらの資料に前回の協議会で委員からいただいた意見と、その意見に対する修正などの内容をまとめております。

資料1-2の表の一番左の列がいただいた意見に関連する提言書の中の項目を記載しております。二番目の列にいただいた意見の概要、三番目の列に修正の内容などを記載して、一番右の列が今回配付しております資料1-1になりますけれども、こちらの提言書（案）の該当するページを記載しております。

それでは資料1-2の左上のほうから説明をまいります。

まず、緊急時の受け入れ対応に対する意見の一つ目ですけれども、「重度身体障がい者の緊急時の受け入れは、グループホーム等で対応が可能なのか。入所施設等の24時間体制で利用者のケアを行うところが適切な支援ができるのではないか」といった意見をいただきましたけれども、これにつきましては、「緊急時の受け入れ対応については短期入所事業所で行うため、基本的には24時間体制で支援を行うこと」というのを前提にしております。それから「障がい特性に応じた支援を可能にするために、重度身体障がい者、強度行動障がい、虐待その他の3類型に分けて受け入れ対応体制を整備すること」としておりま

すので、今回は提言書の案の中には特段の修正等はありません。

それから、緊急時の受け入れ対応についての二つ目の意見ですけれども、「普段利用している福祉サービス事業所が本人の状況を把握しており、緊急時に普段かかっている支援者と連携する視点が必要ではないか」といった意見をいただいておりますけれども、このいただいた意見を踏まえまして、緊急時の受け入れ対応を行う事業所は、普段利用している事業所等との連携体制を整備する必要があるといった旨の記載を追記しております。資料1-1の5ページ目の11行目以下の下線を引いている部分が今回追記をした部分でございます。ここで「緊急時の受け入れ対応を行う事業所は、対象者の事前登録や、普段利用している障がい福祉サービス事業所等との連携体制を整備して、受け入れ前の支援調整を円滑に行う必要がある」という内容を追記しております。

それから、資料1-2に戻っていただいて、今度は緊急時の受け入れ対応に関する三つ目のご意見ですけれども、「医療的ケアが必要な方の緊急時の対応については、福祉型短期入所事業所で対応できない部分は別途検討するのか」といったご意見をいただきましたので、その点については別途検討を行う必要がある旨を提言書に追記をしております。こちらも資料1-1の5ページ目の32行目以降に「福祉型短期入所で対応困難な医療的ケアを要する障がい者の受け入れ対応は、医療との連携も含めて別途検討する必要がある」といった追記をしております。

それから、緊急時の受け入れ対応の四つ目の意見ですけれども、「精神障がい者の緊急時の対応について、短期入所での受け入れではなくて、自宅での対応など、別の対応方法を検討する必要があるのではないか」といった意見については、短期入所以外での対応を検討する必要がある旨の追記をしております。こちらは、資料1-1の6ページの2行目以降が該当する追記した部分となっております。

次に、体験の機会の場に関する意見の一つ目ですけれども、「体験の場に障がいのある方は一人で行けないため、体験の場を利用するときの支援方法について提言がない」との意見をいただきましたけれども、この提言自体は「体験の機会とか場を提供する体制を構築する方針」という形になっておりますので、具体的な利用方法については運用の開始とあわせて検討することとしておりますので、この提言の中には含めておりません。

体験の機会、場に関する二つ目の意見ですけれども、「緊急時の受け入れ対応において確保する短期入所の空床の一部を体験の機会、場として活用することも考えられる」という記載を以前してございましたけれども、その記載から、結局、空床の確保をどうするのかと

いうわかりづらい表現になっているという意見をいただきましたので、「緊急時の受け入れ対応のために、1事業所に2床確保する空床の一部を弾力的に運用して体験の場として活用することも検討する」といった記載に改めております。こちらは資料1-1の7ページ目の16行目に下線を引いておりますけれども、こちらが修正をした記載となっております。

次に、緊急時の受け入れ対応の評価に関する意見ですけれども、「受け入れ要請を受けて、受け入れに至らなかった案件の、その後の追跡と報告が必要ではないか」といった意見をいただきましたので、その後の状況の把握も評価の対象とするといった旨の追記をしております。こちらは資料1-1の9ページ目の7行目に下線を引いておりますけれども、こちらが追記した部分となっております。

事務局からは以上でございます。

【会長】 今ありました修正等について、何かご意見等がある方はおられますでしょうか。どうぞ。

【委員】 3の(3)では、グループホーム等で対応が可能かということについて、当局のほうはこれで可能である、ここで修正は要らないとおっしゃっておられます。しかしながら、私としてはグループホーム等という枠の中に入所施設というか、24時間安定した支援をしているところを含めたほうが、より安定した対応ができていくのではないかと考えて発言したのですが、それについては採用はいたしかねるとおっしゃっておられて、ちょっと残念だなというのがあります。それが1点。

それから、2点目についてなんですが、精神障がいのことですけれども、一応修正文を入れていただいて感謝しております。ただ、今後、アウトリーチ的な側面を考えられているのかというのがちょっと見えてこないもので、そのあたりはいかがでしょうか。ご質問いたします。

【事務局】 まず一つ目の「グループホーム等で」というところの表現ですけれども、「緊急時の受け入れ対応は短期入所を行う事業所で行う」としております。その短期入所事業所については、基本的にはグループホームとか入所施設とかに併設をしていただいて対応をすることを検討しております。短期入所であれば、基本的には24時間の対応は可能となっておりますので、そこで安定した支援ができるのではないかと考えております。

それから二つ目、アウトリーチの部分については、今年度から区の基幹相談支援センターをつくっております。相談支援体制の見直しの中で、区の基幹相談支援センターをつく

って、そこでアウトリーチの活動をやっていくという形にしておりますので、今回の拠点の整備の提言の中には入れておりませんが、アウトリーチに関する取り組みというのは今年度から始めていっている状況でございます。

【委員】 ありがとうございます。アウトリーチは、非常に在宅の精神障がい者については喜ばしいことだと思っています。ありがとうございます。

【会長】 よろしいですか。ほかに。

【委員】 二つお尋ねします。6ページの最初のところ、「医療ケアの必要な人たちの連携に関しては、別途検討する必要がある」と書いてあるんですけども、これはどのような形で、いつごろをめどになっているかをお尋ねしたいのが一つです。

もう一つは、7ページの一番下、31行のところ。「重度身体障がい者等を在宅で支援するヘルパー等を実地研修の一環として位置づける」と書いてあるんですけども、これはどのような意味合いなのかをお尋ねしたいです。

【事務局】 まず一つ目が、医療的ケアが必要な方の連携の体制の検討の状況ということですけども、医療的ケアが必要なお子さんの分については、現在、こども部会のほうで医療的ケアが必要なお子さんについての支援体制をどう取り組んでいくかということで検討を進めている状況でございます。お子さんの分については、こども部会のほうである程度の方向性というか、そういったものが今年度の第2回目の協議会で提言の案としてお示しできるのではないかと考えております。

それから、医療的ケア児以外の方の分については、まだ具体的にその検討というのは始めておりませんが、今からこういった形で検討を進めていくかを含めて検討していくという状況でございます。

【委員】 わかりました。なるべく早急に善処していただきたいと思います。もう一つですね。

【事務局】 もう一つ、ヘルパー等を短期入所事業所へ派遣するという、実地研修の一環としてそういった事業をやっていくということですけども、一人の方が同時に二つのサービスを利用することは基本的にできません。そのため、短期入所を利用しているところに研修という形の位置づけでヘルパーさんを派遣できないかということを考えているということです。

【委員】 ということは、制度上問題があるので研修という形をとると理解してよろしいんですね。



【事務局】 そうですね。障がい福祉サービスとしての実施は困難ですので、そういったやり方ができないかということです。

【委員】 わかりました。この部分を読みまして、あと、9ページの専門性というところも拝見しまして、通所している福祉サービス事業所の方もよく本人のことを理解されているんですが、ヘルパーさんたちは生活の場面に入ってらっしゃるので、サービス事業所の支援員よりもなお一層その本人に対して様々なことをよく理解されていて、本人も長い年数一緒に支援を受けていて家族的な関係にもなっているので、ここでヘルパーさんをぜひ共同支援の対象としてもきちんと配置できるようなことにしていただけると、本人のストレスがないだろうと思いますので、そのことをお願いしたいと思います。

【事務局】 ある程度対象となる方というのが絞られてくるとは思うんですけども、実施の仕方によってはこういう検討も踏まえながら検討していきたいと思っております。

【会長】 じゃあ、ほかに。

【委員】 1点質問です。この提言を受けて実際に動き始める時期が来るとは思うんですけども、五つの柱のうち、特に体験の機会、場ですとか、緊急時の受け入れ対応というところに関しては、やり方ですとか形も大きく変わっていきますので、周知も含め、これからいろんな形での作業が必要になってくると思うので、大まかなスケジュール的なところを何かイメージなりがあれば教えていただきたいと思います。

【事務局】 緊急時の受け入れの拠点の部分については、今年度、実施していただく事業所さんを公募して、選定して、事業を開始するという予定にしております。正確な時期等についてはまだはっきり決まってはおりませんが、この協議会での提言とかの意見を踏まえながら進めていく形になりますので、公募の時期が夏ぐらい、それから事業の実施ができれば、早ければできるのが秋ぐらいからとかいう大体のスケジュールになるかと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。3の部会運営要領の改訂について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から説明させていただきます。

地域生活支援協議会の区部会とか専門部会というのがありますけれども、その運営については、協議会の設置運営要綱第6条及び第7条で部会運営要領で定めるとしております。

今年度、相談支援体制の見直し等に伴いまして、相談支援センターが区の基幹相談支援センターに変更になっておりますので、部会の運営要領の必要な部分を改訂するといったものになっております。

お配りしております資料２－１が現在の運営要領、資料２－２が要領の改訂案、資料２－３が新旧対照表となっております。

資料２－３をご覧くださいと思います。こちらのほうで今回の改訂の内容についてご説明をさせていただきます。

一つ目の改訂の内容ですけれども、第２条第２項の区部会の委員構成に関する部分でございます。

区部会の委員は協議会設置運営要綱第６条第２項で定められておりますけれども、第５号に「その他会長が必要と認める者」というのが区部会の委員として選定できるようになっております。本協議会の設置前の自立支援協議会の運営委員であった者を区部会の臨時委員とするように現行の部会運営要領では規定しておりますけれども、実際にその臨時委員となっていらっしゃる方が、実情としては他の区部会の委員と同様であるために、臨時委員を廃止することとあわせて、区部会の委員で区部会の委員構成をある程度検討できるような内容にしたいということで、こういった改正をしております。

それから二つ目の改正内容ですけれども、第２条第３項の相談支援機能強化専門員の区部会への参加に関する部分でございます。従前は機能強化専門員を専属で配置しておりましたけれども、機能強化専門員が相談支援センターのコーディネーターと兼務としており、市の基幹相談支援センターの設置とともありますので、区部会への参加については「相談支援機能強化専門員、もしくは市の基幹相談支援センターの相談支援スーパーバイザーのいずれかが全ての区部会へ参加する」と改めるものでございます。

それから、三つ目の改正についてですけれども、第２条第８項の区部会の事務局に関する部分でございます。区部会の事務局は、市が委託する知的障がい者及び精神障がい者の相談支援事業者が行うこととしておりましたけれども、２９年度の相談支援体制変更によって、知的と精神の障がい者の相談支援センターが区の障がい者基幹相談支援センターに変わっておりますので、区部会の事務局を「区障がい者基幹相談支援センターが行う」というふうに改正をしているものでございます。

それから最後に、改訂後の要領の施行についてということで、本日の協議会です承が得られた後に施行するという形にしておりますので、施行期日を平成２９年６月９日として

おります。

事務局からは以上でございます。

【会長】 区部会の運営要領の変更点で三つありましたけど、何かご意見、質問等ありませんでしょうか。

実態の変更に伴う改正ですので、特にないのかなと思いますけれど、よろしいでしょうか。

それでは、この件は終わりたいと思います。

次、報告事項ですね。こども部会の検討状況について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局よりご説明申し上げます。

資料の3をご覧ください。1ページ目のところでございます。

まず、部会の検討事項ですが、まず医療的ケア児を支援するための既存支援の現状と課題の洗い出しを行い、課題解決のための具体的な提案や課題解決に向けた事業所等の取り組みと市が支援すべきことについて検討を進めております。

検討状況につきましては、平成28年12月13日を第1回部会とし、これまで6回部会を開催しております。協議内容については表記載のとおりでございます。現在は、提言書のまとめの段階となっております。

協議の前提といたしましては、福岡市の医療的ケア児に対するレスパイト施策を下記一覧のとおり整理し、宿泊を伴うレスパイト、日中のレスパイト、相談支援という項目ごとに議論を進めてまいりました。下記施策の中には、児童発達支援など、本来レスパイトが目的ではないものの、通園等で結果的に介護者のレスパイトとして利用されている現実があるため、それらも含めて検討をしております。

部会では主として、濃厚な医療的ケアを要し、医療的判断が多く必要で、ADLの低い重度の医療的ケア児に対するレスパイトに関する短期入所等の専門施策の議論を行い、その中で、日中活動一般や相談支援に関する議論も並行して協議してまいりました。

それでは、具体的な検討状況の内容についてご説明いたします。お手元の資料の2ページ目をご覧ください。

まず、宿泊を伴うレスパイトの現状についてでございますが、医療的ケア児を対象とした医療型短期入所事業所は市内に1カ所のみで、本体施設の空床を利用する空床利用型のため、定員に空きがなく、新規の受け入れができない状況でございます。また、年齢制限があり、2歳未満児を受け入れられる施設は現状ない状況でございます。そして、市外施

設を利用する際は、本格的に利用する前にお試しの利用が必要となりますので、遠隔地まで連れて行くことが困難な状況でございます。

福祉型短期入所事業所は報酬単価が低いことから、医療的ケア児の受け入れに難色を示す事業所が多い状況です。事業所が利用者の容体が急変するリスクに対するおそれや報酬が低い等の問題で、医療的ケア児の受け入れや対応する事業所数が増えていかない状況にあります。

一方で、医療的ケア児はケア方法に個別性が高いため、短期入所先が普段の医療的ケア児の様子を知らないと適切な対応が難しいのですが、医療的ケアの伝達が保護者のみからでは不十分なことがあります。

緊急時の利用については、どこの事業所も計画的なレスパイトの受け入れで埋まっており、受け入れ調整は困難を極めている状況でございます。

上記の現状を踏まえまして、課題といたしまして、医療的ケア児に対応可能な医療型短期入所事業所の増加が必要であることや、福祉型短期入所で医療的ケア児を受け入れた場合でも、事業運営を可能とするための報酬体系などの仕組みや日ごろから医療的ケア児にかかわっている支援者を医療型短期入所事業所に派遣し、支援方法の伝達等を行う仕組みが必要であることが挙げられます。また、医療機関において、レスパイトを目的として入院で受け入れる仕組みが必要なことも挙げられております。

この課題に対して事業所が取り組むことといたしまして、まず、NICU設置の中核病院においては、市の医療的ケア児レスパイト入院事業を活用し、受け入れ促進を図ったり、医療型短期入所の指定の検討を行うことや、緊急時における受け入れ体制確保の検討を行うことなどが挙げられております。市の医療的ケア児レスパイト入院事業については、3ページに書いております注釈1のとおりでございます。

短期入所事業所においては、コミュニケーション支援員派遣事業を活用したり、関係機関との連携を強化することで利用人員の拡大に努めることや、受け入れ機会の確保に協力することが挙げられております。コミュニケーション支援員派遣事業については注釈2のとおりでございます。

訪問看護事業所においては、自宅でのレスパイト事業の実施や福祉型短期入所事業所に日ごろから支援を行っている職員を派遣することにより、医療的ケア児の受け入れ促進に協力することなどが挙げられております。自宅でのレスパイト事業については注釈3のとおりでございます。

居宅介護事業所においては、4月から対象者を拡大します入院時コミュニケーション事業や短期入所先へのコミュニケーション支援員派遣などの事業実施に協力することが挙げられております。

児童発達支援センター等では、普段からかかわっている職員による支援に対する強い希望があることを踏まえ、短期入所事業の実施を検討することが挙げられております。

市が支援すべきこととしては、医療型短期入所事業所等と受け入れ合意に向けた事業所指定申請勧奨や、短期入所事業所が医療的ケア児を受け入れるために必要な経費の補助の検討、緊急時の一時受け入れ先の確保などが挙げられております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

日中のレスパイトの現状についてでございます。医療型特定短期入所は市内2カ所の事業所で実施しておりますが、定員はどちらもいっぱい、預かれる日数が限られております。また、支援者の人員確保が困難であり、現状以上の受け入れが困難な状況となっております。

日中一時支援も同様に、看護師確保などの体制上の理由により受け入れが不十分な状況があり、人工呼吸器を常時装着している等の医療的ケア児は受け入れできないところが多い状況となっております。

児童発達支援や放課後等デイサービス等は、本来、療育目的の通園の制度ですが、日中に医療的ケア児を預けることにより、結果的にレスパイトとなっている現実があります。また、医療的ケア児の受け入れを行っている事業所が少ない状況でございます。

居宅介護や訪問介護も同様に、本来の目的はレスパイトではございませんが、特に外出が困難な重度の医療的ケア児を24時間介護している介護者の方にとっては、サービス利用中に介護者が利用者と離れることができ、レスパイトが図れている現実があります。

訪問看護は1回当たり90分間の利用しかできず、長時間の派遣ができない制度となっております。また、小児対象事業所が増えてきているものの、90分以内の報酬は変わらないため、支援に時間も手間もかかる医療的ケア児を受け入れる事業所が少ない現状となっております。

上記の現状を踏まえ、課題といたしましては、医療的ケア児に対応可能な医療型特定短期入所、日中一時支援事業所の増加と、看護師等の人員確保や人材育成に対する支援が必要であること、児童発達支援や放課後等デイサービスなどでも医療的ケア児の受け入れが可能となるよう人員確保や人材育成の支援策が必要であること、医療的ケア児の介護者の

レスパイトを目的とした居宅介護や訪問看護が利用できる仕組みが必要であることが挙げられております。

この課題に対し事業所が取り組むことといたしまして、児童発達支援センター等においては、普段からかかわっている職員による支援に対する強い希望があることを踏まえ、受け入れ体制の強化を図るとともに、医療型特定短期入所または日中一時支援事業の実施を検討することと、平成30年4月からの訪問型児童発達支援の事業開始に向け、従来実施している事業の再構築も含め、実施を検討することが挙げられております。

市が支援すべきことといたしましては、児童発達支援事業所等での医療的ケア児の受け入れ体制整備促進や、人材育成支援や国へ財政支援強化の働きかけを行うことなどが挙げられております。

続いて、6ページ目をご覧ください。

最後に、障がい児の相談支援の現状についてでございますが、児童発達支援センターの相談支援事業所が未就学児を、障がい児相談支援事業所が学齢児を対象に支援を行っております。

医療的ケア児の対応に当たっては、様々な医療的知識や社会資源の熟知等、高度な専門性が必要でございますが、適切な支援計画を作成できる相談支援専門員が少ない状況となっております。NICU退院前の病院の地域医療連携室と児童発達支援センターや障がい児相談支援事業所との連携がうまくいかず、日程的に退院後の支援の調整が困難な場合があります。サービス導入に当たって利用の前提となる手帳や受給者証がすぐおりなかったり、保護者の受容の問題等により、調整に時間がかかり、十分対応できていない面もございます。

上記の現状を踏まえまして、課題といたしましては、医療的ケア児の支援に対応可能な相談支援専門員及び相談支援事業所の増加が必要であること。病院や訪問看護事業所、障がい福祉サービス事業所等が連携し、医療的ケア児の支援を総合的に調整するコーディネーターの養成が必要であること。また、NICU入院時からの継続した支援ができるよう、医療・福祉・行政の連携体制の構築が必要であることなどが挙げられております。

この課題に対し事業所が取り組むことといたしまして、NICU設置の中核病院においては、講師派遣などコーディネーター養成に協力するとともに、在宅診療医につなぐなどし、退院後の主治医確保に努めることや、障がい児相談支援事業所と連携を密にし、入院時からの家族支援やサービス利用調整等に努めることが挙げられております。

訪問看護事業所においては、入院中の早い時期から、退院と同時に各種サービスが利用できるよう支援計画の作成に協力することが挙げられております。

障がい児相談支援事業所においては、緊急時に備えた短期入所の複数利用や定期利用の必要性について、利用者に十分説明を行い利用調整に努めることや、医療的ケア児の相談支援向上のため、研修等による能力向上、及び医療機関や訪問看護等の医療職との連携を図ることが挙げられております。

市が支援すべきことといたしまして、重症心身障がい児への支援を総合調整するコーディネーターについて、国のカリキュラムを活用、もしくは市独自に研修を進め、重症心身障がい児への相談支援体制の強化を図ることが挙げられております。

以上で検討状況の報告を終わります。

【会長】 いろいろ検討されていますけど、何か質問等ある方はおられますでしょうか。

【委員】 済みません、たびたびで。私も、こども部会のほうには途中からオブザーバー参加ということで、意見をずっと聞かせていただいております。

先に質問をさせていただきたいんですけど、福岡市の医療的ケア児レスパイト入院事業、これは福岡市独自のものなんですよ。

【事務局】 こども発達支援課長の内藤です。

これは、実は福岡県と福岡市と久留米市と北九州市、四つの都市で足並みをそろえて、できれば夏ごろを目途に進めているんですけども、日数的な部分は、現時点で年間14日ぐらいを考えております。小児慢性特定疾病児童の中でも、人工呼吸器を装着してあって、将来的にも離脱の見込みがない方とか、あるいは重症認定をされてあって、それにプラスアルファでたんの吸引が一定程度必要だとか、そういったところも踏まえてやりますので、かなり重度の方を対象にします。小児慢性特定疾病児童自体は福岡市におおむね1,300人程度いらっしゃるんですけども、その中でも特に症状が重たいお子さんということで、おおむね四、五十人程度ぐらいが対象になるのではないかと考えております。

よろしいでしょうか。以上です。

【委員】 日数としては、年間14日程度ということ。

【事務局】 それをベースに、今、四つの自治体で足並みをそろえて作業を進めているという状況です。

【委員】 言わせていただいてもいいですか。最後の6ページのところです。一貫した医療体制、退院までに手帳が間に合わないとか、受給者証がおりないとかいうことで、家庭

に帰ったときにスムーズにサービスが利用できないというお話がこども部会で出ましたよね。何が必要かという、新生児が生まれて、みんなから祝福されるべき子供が管にいつばいつながれているという状態で、親御さんはどんな気持ちかということをやっと想像力を持っていただいて、そういう方たちをどうやったら支援できるのかということ、「連携」というような易しい言葉じゃなくて、ちゃんとしたチームをつくって、大きな病院にいる間はそこの地域連携室ですか、そういう支援室がご家族の支援に当たると。で、「さあ、退院します」とそこで切れるわけですね。そうではなくて、ずっと支援していますよと、訪問看護ステーションだとか心理士だとか療育の現場とか医療とか、そういうところが一体になって、ずっと永久に支援していきますよということが必要で……、ごめんなさい、ほんとうに救えないと思うんですよ。

以上です。

【会長】　　こういう表現だと、少しその辺が弱すぎると。

【委員】　　弱すぎます。チームをつくるという強い意志、それを表現して、お母さんたちがどんな思いかというところを救ってあげるような、そういうことがなければ、ほんとうに救われないと思います。それは、そういう想像力が今まで行政に足りなかったな、欲しかったなと思います。

今はNICUに入っているような子供さんの立場で言いましたけれども、例えば大人になって発達障がい、40歳代で発症したと。相談支援センターに行ってくださいと言われて行きましたと。そうしたら、そこの方との相性が悪くて、もう二度と外に出ない、センターにも行かない、そういう方たちの話をよく聞きます。そこで制度が、拠点もできますけれども、どうしたらそういう人たちを救えるのだろうかというような、そういう視点を持って制度をつくっていただきたいし、人的な配置だとか、そういうこともやっていただけたらありがたいと思います。

済みません、失礼しました。

【会長】　　ありがとうございました。そういう考えとか思いの表現をもう少し工夫、そういうことは検討できますか。

【事務局】　　まずは検討状況の報告ということなので、こども部会のほうで、今いただいたご意見とかも踏まえながら、また検討していきたいと思います。

【会長】　　よろしくをお願いします。

多分、完全に設備とか人員の確保とかができているような病院だったらできているとこ



ろを、地域に移行するときそのまま持っていけないかということですから、なぜそれができないのかなというところがあるんだろうと思うんですね。これは医療の場所じゃないとできないのかというところ。

これは別に重症の心身の人だけの問題じゃないと思いますということも言われたと思いますので。ただ精神障がいの人たちが医療の場で受けている入院のときと、地域で生活するときどんな支援が要るのだろうというところ、共通するところがあると思いますので。

**【委員】** 済みません、言い忘れました。冷静に申し上げます。

親御さんの緊急時に、医療ケアの重篤な人たちをどこで支援するかというお話がこのベースだと思うんですけども、親御さんからすると、体一つ行けば人工呼吸器もある、酸素の機械もあるというところと言えば、やはり出身病院というと変ですけども、お世話になっていた病院に戻るとというのが一番安心だと思うんです。そういう声は事実多いです。

そのときに、病院からすると「14日だもんな」とおっしゃるんですね。お母さんが14日で回復して自宅に戻らればいいけれども、そうでない場合延びるわけですね。そういうときに病院側が14日というのは、間違っていたらご指摘いただきたいと思うんですけども、健康保険上の扱いでないかと思うんです。そこを越えると病院の収入も減る、医師にもペナルティーがあると聞きます。そういうこともあるということで、14日で出されると。先ほどほんとうに重篤な子供さんたちが40人というお話でしたけれども、それぐらいだったら15日以降は、差額分に関しては福岡市が何か補助をすとか、特例をつくるということで対応すれば、子供さんも一番安心で、親御さんも安心であると。40人ぐらいのことで、こういうふうな大きな会議をして、ああとかこうとかとするよりも、もしそこにそういうレアなケースがあった場合には、すぐに特例を出すとかいうふうなことをしていただけると、子供さん自身やご家族が一番安心できると思うんですね。

子供さんたちは言葉がないので、何も感じてないと思われるかもしれないけど、物じゃないんですね。そういう子供さんの中で、十円はげができる方もいらっしゃるんですね。そういう事実をほんとうに受けとめていただいて、もっと柔軟な、心ある対応がとれたらうれしいなと思います。

以上です。

**【会長】** 今の話を受けて、何かやっていきたいと思います。

ほかに何か。

【委員】 ヘルパー事業所の連絡会の立場というよりは質問です。こども部会の中で、いわゆる連携の中で福祉と医療というところで話がいろいろと出てきていますが、子供なので、単純に学校との連携みたいなのは議論の中で話が出ているのかという質問です。教育の分野ですね。

【事務局】 部会のメンバーの中には入っていただいているんですけども、部会の中では学校との連携についての意見というのは、あまり今のところ出てきてはいないです。

【委員】 ちょっと縦割りのなところもあると思うんですけども、子供を中心に置いたときに、やはりそこにかかわっている人たちが連携していくということが、先ほどの話であったチームということにつながっていくのかなと思っていますので、そういったのが盛り込まれていくといいのかなというのと、市民の人たちも含めたボランティアだとか、そういったところも含めて、専門職だけで支えていくというよりは、市民全体の課題みたいな方向性が見えてくるといいかなと、私的な意見かもしれませんが、検討していただければと思います。

【事務局】 地域一体となって取り組む必要があるんじゃないかといった意見をいただいたということで、また、こども部会で検討していきたいと思っています。

【副会長】 今の議論の中にもいろいろな要素が入っていると思うんですね。チームで支えるということ一つとっても、病院というある種特殊な環境の中で、生まれてから退院までのところもかなりチームで支えないといけないし、退院してしまうと全く違う環境になってきて、医療だけでは全然支えられないという、そういう新しい世界にどうスムーズに移行するか。また、社会に出たときもみんながチームを組んで支えていかなければならないというのが、服部委員のご趣旨だと思っています。

実際問題、病院が受け入れるということについて言えば、病院の体制づくりが多分必要で、保険医療で動いているところに新しい機能を入れていくということが、今まではなかなか病院としては難しかったのですが、いろんな新しい制度を病院も利用しながら、そういうことができる病院をつくっていかないといけないと。ぜひ市立の病院も含めて努力していただきたいと思いますし、障がい者等地域生活支援協議会の中にはメンバーとして入っておられませんが、こども部会には医療側からもメンバーが出ておられますので、足元からそういう新しいシステムをつくっていただきたいなと強く思っております。

それから、学校の話が出まして、確かにこの部会ではあまり学校のことはメインではありませんが、学校でも医療的ケアの子に対する体制整備も少しずつ進んできて、肢体不自

由児さん、通学できるお子さんであれば、保護者なしで見られる状況はできてきた。気管切開をしながらも元気に歩いているという子供たちも出てきたので、今度は知的な支援学校にもナースがつくようになってきた。

しかし、じゃあ地元の小学校ではどうかというところまではまだまだいっていないし、その手前の幼稚園、保育園で医療的ケアが必要な子が、今、制度的に排除されているという問題があって、障がい児教育の中でも包括しきれていないんですね。そこは、いろいろな意味で課題は大きくて、重度のお子さんたちの短期入所を中心とした議論をしつつ、そういうところまで広げていく必要がある深い問題だろうと思っています。

以上です。

【会長】 教育のほう、何かありますか。

【委員】 今、宮崎先生に言っていただいたように、学校現場でも知的にもナースがついているというところではあるんですけども、まだ、急に転入してきたり、医療的ケアの必要性が急に出てきたりした場合に、予算はすぐにはつかないので、そこら辺も含めて教育委員会のほうも検討していただければと、私は学校現場の立場なのでこれ以上は言えませんけれども、そういう思いはあります。

【会長】 ほかに何か。

【委員】 児童発達支援センターの立場から。

4ページを見ると、日中のレスパイトというところで、児童発達支援センター等が受け入れ体制の強化を図るということで、私は現在、東部療育センターにおりますけれども、こども病院、九大病院が非常に近いというところで、外来の、通園に通えなくて在宅してらっしゃる方々を、何とかお母さんのレスパイトで預かりたいと思います。診察とかにやってくる、非常に密なケアの必要な子供さんとかが多いと、もちろんナースとかの配置が必要です。市が支援すべきことで「看護師の配置促進に努めるということ」と書いてありますが、児童発達支援センター全体から言うと、幼児の段階から強度行動障がいのある子供さんたちや、発達障がいの子供さんたちもなかなか日中一時支援がとれないと。その中にそういった子供さんをまた受け入れていくということになってくると、もちろん私たちも頑張って受け入れたいと思いますが、単に看護師を増やせばいいという問題ではないんですよね。日中一時の枠そのもの、部屋がない。そして、日中一時であろうと、どんな重症な子供さんであろうと、その一日を楽しく過ごして帰ってほしいと思うと、やはり保育士さんの配置とかそういったことも必要です。

なので、今の児童発達支援センターの中で、日中一時の問題は非常に大きな問題なんです。自閉症の子供さんたち含めて、ほんとうに預ける日にちがとれない。その状況を改善していく中で、この医療的ケアの問題の子供さんたちも私たちは取り組んでいきたいと思うと、看護師配置以上に、そこへのスタッフ、そして場所の確保をどうするのか、そういったこと全体を考えていかないと、単に看護師の配置促進に努めるということを書いてありますが、それだけでは済まない問題なんだということをご理解いただいて、在宅支援課とこども未来局のほうとしっかり協議していただきたいと思います。

核家族であり、経済的な困難さもあり、お母さんも就労したいとか、さまざま預けたいという要望が非常に大きいわけなので、医療的ケアの子供さんにかかわらず、日中一時支援の問題は非常に大きいと思いますので、その点をこれからよくご理解いただいて、なるべく多くの子供たちを預かれるような体制をぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

**【会長】** ほかに何か、ぜひという方はおられませんか。

それでは、今いろいろ出ました意見をしっかりと受けとめてもらって、引き続きこども部会のほうで検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、最後の議題、報告ですね。29年度の協議会のスケジュールについて、事務局からお願いたします。

**【事務局】** 事務局より説明させていただきます。お手元の資料4をごらんください。

29年度のスケジュールでございますが、年間3回の協議会の開催を予定しております。第2回目につきましては、10月から12月ごろの開催を予定しております。内容は地域生活支援拠点の整備の状況についてや、基幹相談支援センターの事業実績についてのご報告をさせていただく予定としております。

また、3回目は平成30年の2月から3月ごろの開催を予定しております。触法障がい者部会の取り組み状況の報告や区部会のネットワークの報告、また地域課題についての内容を予定しております。

また、表の下のほうになりますが、区部会につきましては、これまでと同様に、2カ月に1回程度の開催を予定しております。事務局合同会議につきましては、年に3回程度予定しております。その場で区部会などで出された事例の検討を行っていく予定です。

以上です。

**【会長】** 今のスケジュールについて、何かご意見とかございますでしょうか。よろし

いでしょうか。

その他、何かぜひ言っておきたいという方おられませんか。

では、本日の議題と報告はこれで終了いたします。後の進行は事務局のほうにお願いします。よろしく申し上げます。

**【事務局】** 野口会長、ありがとうございました。また、委員の皆さんから貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今の医療的ケアの子供さんのお話につきましては、引き続きこども部会の中でしっかり議論していく必要があると思っております。

次回の協議会の開催は、今、ご説明させていただいたとおり、10月から12月の間に開催したいと考えております。また開催が近づいてまいりましたら事務局から日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回福岡市障がい者等地域生活支援協議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —